

平成 25 年 9 月 13 日

株式会社多摩川ホールディングス
代表取締役社長 榊沢 徹

インターネット上での風評被害対応の結果に関するお知らせ

当社一部取締役は、当社および当社一部取締役に対するインターネット上の誹り書き書き込みに対し、訴訟を提起しておりましたが、この度、東京高等裁判所は、投稿した者の行為は、当社一部取締役の社会的評価を低下させる表現であり、記載内容は真実でないと認められると認定しました。

また、東京高等裁判所は投稿した者の、インターネット上に具体的な根拠も示さず、匿名で、当社一部取締役の社会的評価を低下させる内容の断片的な事実を一方的に掲載するという行為は、公益を図る目的がないことが明らかであると判断しています。

東京高等裁判所の、当社一部取締役の名誉権が明らかに侵害されたとの判断を受けまして、当社は、全く根拠のない誹り書き書き込みにより低下した社会的信用の回復をはかるべく、投稿した者に対して、民事、刑事両面での責任追及を始めとした信頼回復措置を求めていく所存でございます。

株主様を含め関係者の皆様方には、大変ご心配をお掛けしたと同時に、かかる訴訟の意義をご理解いただくと共に、引き続き今後も変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上